

# 問 11 著しく短い工期とは

建設工事の注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結することは禁止されています。  
(建設業法 第19条の5参照)

この規定の主旨は、建設業就業者の長時間労働を是正するためには、適正な工期設定を行う必要があります。通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする建設工事の請負契約を禁止するものです。

◆中央建設業審議会が「工期に関する基準」を作成

注文者

- ◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止 (建設業法 第19条の5参照)
- ◆工期に影響を及ぼす事象で認識しているものについて契約締結までに通知
  - ①地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
  - ②騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象  
(建設業法 第20条の2、同法施行規則 第13条の11参照)

建設業者

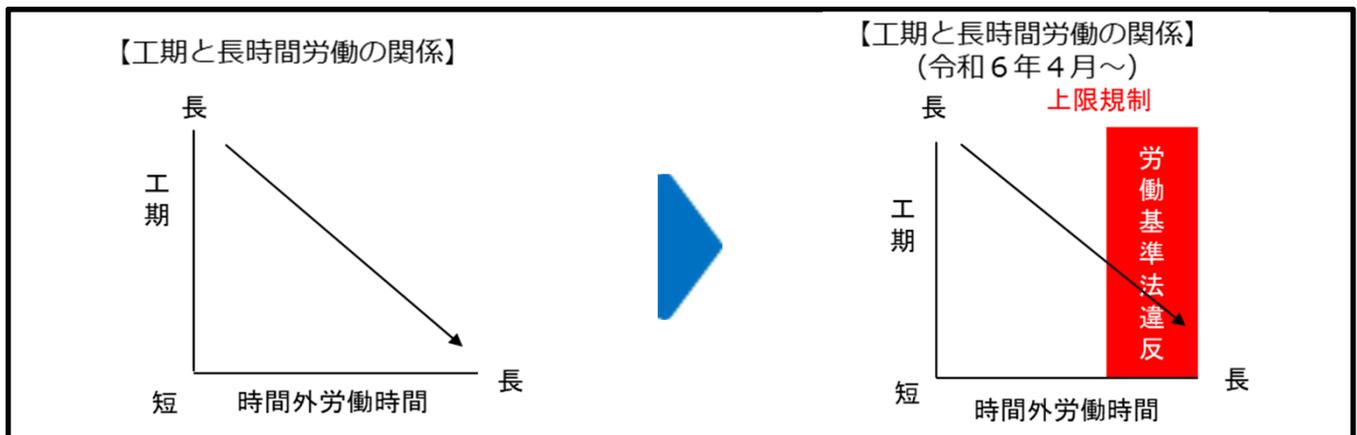
- ◆工程の細目を明らかにし、工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積り  
(建設業法 第20条第1項参照)

◆工事を施工しない日や時間帯の定めをするときには契約書面に明記

実施を勧告

## 短い工期と長時間労働の関係

短い工期と長時間労働には相関関係があります。また、令和6年4月からは、建設業についても、時間外労働時間の上限規制の適用を受けるため、当該上限規制以上の時間外労働は、労働基準法違反となります。



## 通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間

単に定量的に短い期間を指すのではなく、「工期に関する基準」（令和2年7月20日中央建設業審議会決定）等に照らして不適正に短く設定された期間をいいます。

## 著しく短い工期の判断材料

- 見積依頼の際に元請負人が下請負人に示した条件
- 締結された請負契約の内容
- 下請負人が「著しく短い工期」と認識する考え方
- 過去の同種類工の実績
- 下請負人が元請負人に提出した見積り内容
- 当該工期を前提として請負契約を締結した事情
- 当該工期に関する元請負人の考え方
- 賃金台帳

等

## 著しく短い工期の判断の視点

- ① 契約締結された工期が、「工期基準」で示された内容を踏まえていないために短くなり、それによって、下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することになっていないか。
- ② 契約締結された工期が、過去の同種類工の工期と比較して短くなることによって、下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することになっていないか。
- ③ 契約締結された工期が、下請負人が見積書で示した工期と比較して短い場合、それによって、下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することになっていないか。

## 時間外労働時間の罰則付き上限規制の適用（令和6年4月1日～）

令和6年4月1日から、建設業者に関しても、災害時の復旧・復興事業を除き、時間外労働時間の罰則付き上限規制の一般則が適用されることを踏まえ、**当該上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、例えば、元請負人と下請負人との間で合意している場合であっても、「著しく短い工期」と判断されます。**

## 工期の変更が必要となる場合にも適用

「著しく短い工期」の禁止は、当初の契約締結後、当初の契約どおり工事が進行しなかったり、工事内容に変更が生じた際、**工期を変更するために変更契約を締結する場合についても適用されます。**

## 著しく短い工期の禁止に違反した場合の措置

国土交通大臣等は、著しく短い工期で契約を締結した**発注者に対して、勧告を行うことができ、従わない場合はその旨を公表することができます。**（建設業法 第19条の6参照）

なお、建設工事の注文者が建設業者である場合は、建設業法第41条を根拠とする勧告や、第28条を根拠とする指示処分を行います。（通常と同様）